

東京大学学生委員会規則

平成13年12月18日

評議会可決

[沿革](#)

(設置)

第1条 東京大学に、東京大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、総長の統括の下に、学生生活に関わる次に掲げる事項及びこれに関連する事項について連絡審議を行うことを任務とする。

- (1) 奨学金並びに入学料及び授業料免除に関すること。
- (2) 学寮に関すること。
- (3) 就職に関すること。
- (4) 保健衛生に関すること。
- (5) 障害のある学生の支援に関すること。
- (6) 学生生活の実態調査に関すること。
- (7) 学生の表彰に関すること。
- (8) 体育・課外活動及びそのための施設に関すること。
- (9) その他学生生活上必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、総長が指名する副学長をもって充てる。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者に総長が委嘱する。

- (1) 総長が指名する理事又は副学長
- (2) 大学院各研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む。）から推薦された教員
- (3) 相談支援研究開発センター長
- (4) 多様性包摂共創センター長
- (5) 保健・健康推進本部長
- (6) 教育・学生支援部長
- (7) その他総長が必要と認めた本学教職員

(委員の任期)

第6条 前条第2号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に定める委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議等)

第8条 委員会に、学生の表彰に関する選考を行うため、学生表彰選考会議を置く。

2 学生表彰選考会議の構成及び運営については、東京大学学生表彰実施要綱(平成14年3月19日制定)の定めるところによる。

3 第1項のほか、委員会に特定の事項を処理させるために必要な組織を置くことができる。

4 前項に規定する組織の任務、構成及び運営に関しては、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部署の協力を得て、本部学生支援課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 東京大学学生委員会規則(昭和25年4月7日制定)

(2) 大学院学生委員会規程(昭和44年9月30日制定)

(3) 東京大学学生生活実態調査委員会規則(昭和42年4月25日制定)

(4) 東京大学学生相談所委員会規則(昭和39年2月18日制定)

(5) 奨学委員会規則(平成7年3月7日制定)

(6) 東京大学学寮委員会規則(昭和25年3月6日制定)

(7) 保健委員会規程(昭和21年12月10日制定)

(8) 精神衛生対策特別委員会内規(昭和37年2月13日制定)

(9) 有害物取扱者健康管理特別委員会内規(昭和39年3月24日制定)

(10) 東京大学学歌学生歌選定委員会規程(昭和21年6月1日制定)

3 東京大学学生相談所規則(昭和62年1月20日制定)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京大学学生生活委員会学生相談所内規

第1条中「東京大学(以下「本学」という。)に」を「東京大学学生生活委員会規則第8条に基づき、」に改める。

第3条第2項中「本学」を「東京大学」に改める。

第5条を削る。

第6条中「委員会委員」を「学生生活委員会委員」に改め、「保健センター」の次に「ハラスメント相談所」を加え、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条中「規則」を「内規」に改め、「(第5条に定めるものを除く。)」を削り、「所長」を「東京大学学生生活委員会の議を経て、所長」に改め、同条を第8条とする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (抄)

(施行日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月22日から施行し、改正後の東京大学学生生活委員会規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月28日から施行し、改正後の東京大学学生生活委員会規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沿革

東京大学学生委員会規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第2章 委員会等

沿革情報

- ◆平成13年12月18日 評議会可決
- ◇平成16年12月28日
- ◇平成17年07月22日
- ◇平成19年03月22日
- ◇平成19年07月01日
- ◇平成20年05月22日
- ◇平成21年03月26日
- ◇平成21年05月28日
- ◇平成22年03月25日
- ◇平成22年06月24日
- ◇平成24年06月28日
- ◇平成30年03月29日
- ◇令和元年09月30日
- ◇令和02年09月24日
- ◇令和06年03月21日